

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録

< 第26号 >

令和7年第7回沖縄県議会（11月定例会）閉会中

令和8年1月7日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録＜第26号＞

開会の日時

年月日 令和8年1月7日 水曜日
開 会 午前10時0分
散 会 午後0時36分

場 所

第2委員会室

議 題

1 証人尋問について

出席委員

委 員 長	西 銘 啓史郎
副 委 員 長	仲 里 全 孝
委 員	宮 里 洋 史
委 員	徳 田 将 仁
委 員	新 垣 淑 豊
委 員	下 地 康 教
委 員	大 浜 一 郎
委 員	上 原 快 佐
委 員	玉 城 健一郎
委 員	大 田 守
委 員	新 垣 光 栄
委 員	仲宗根 悟
委 員	高 橋 真

委員 比嘉瑞己
委員 当山勝利

欠席委員

なし

証人尋問のため出席した者の職・氏名

(証人)

玉元 宏一郎

○西銘啓史郎委員長 ただいまから、ワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

議題に入ります前に、御報告いたします。

去る12月23日付で、小渡良太郎委員に代わり、新たに下地康教委員が選任されました。

また、委員席につきましては、会派の異動等に伴い、ただいま御着席のとおりといたしますので御了承をお願いいたします。

ワシントン駐在問題に係る証人尋問についてを議題といたします。

本日の証人として、令和2年度から令和4年度まで、知事公室基地対策課班長であった玉元宏一郎氏に出席をお願いしております。

これより、玉元宏一郎氏への証人尋問を行います。

玉元証人におかれましては、本日は御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。本委員会の調査のために、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げ

げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証言が証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人又は証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、又はこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷又は祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨の申出をお願いします。

基本的にそれ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人又は証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっております。

以上のことについて、御承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。

全ての皆さまの御起立を願います。

玉元宏一朗証人、宣誓書の朗読をお願いします。

(全員起立)

○西銘啓史郎委員長 玉元宏一朗証人、宣誓書の朗読をお願いします。

○玉元宏一朗証人 宣誓書。良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和8年1月7日、玉元宏一朗。

○西銘啓史郎委員長 証人は、宣誓書に署名捺印願います。
皆さまはどうぞ御着席ください。

(証人、宣誓書に署名捺印)

○西銘啓史郎委員長 この際、証人に申し上げます。

証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

次に、委員各位に申し上げます。

証人は、自己の経験によって知り得た事実について、記憶を元に証言するものであることから、証人が直接経験しなかった事実や意見についての陳述を証人に対して求めることのないよう、御留意願います。

また、委員の発言の際は、威圧的な用語や表現を用いたり、証人を侮辱し又は困惑させるような質問とならないよう、証人の人権に十分御配慮願います。

次に、尋問の方法等について、休憩中に改めて確認いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長から尋問の方法等について説明があった。また、徳田将仁委員から宮里洋史委員に、下地康教委員から仲里全孝委員に持ち時間の全てを譲渡することを確認した。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

これより玉元証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から尋問を行うことにいたします。

まず、あなたは玉元宏一郎さんですか。

○玉元宏一郎証人 はい。

○西銘啓史郎委員長 次に職業、生年月日をお述べください。

○玉元宏一郎証人 はい。職業は———です。生年月日は———です。

○西銘啓史郎委員長 それでは、尋問順序に従って、各委員からの尋問を行い

ます。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 1点だけお伺いしたいんですけど。

先だって平安山初代所長か、喚問でお招きしていろいろ記憶をたどりながら証言してもらったんですけども、自分がやりとりの中で、サインしたのもお忘れになられて、したことがないとか、出てきたサインの書類を見てやっぱり自分だったとかいうのは——もう10年前のことですから記憶をたどりながらのやりとりで、いかに相手の委託先ですか、全幅の信頼を置きながらいろいろなものにサインしたんですけども、記憶からすっ飛んでいるというような内容でした。

そこで、県が設置をしたその検証委員会の委員の中に弁護士がいらっしゃいました。県は、ハワイで活動なさっている弁護士を委託して、委員に加えて検証したんですけども、その委員が下した内容そのものが、平安山さんによると州ごとに法律が違うので、州ごとのその関わっている弁護士とは異なるようなことが多々あるんだという内容でした。

平安山さんの言い方からしますと、下した内容そのものというのは、平安山さんの立場からすると、そうではないんじゃないのかというような言い方に聞こえました。

そこを踏まえながら、県として、この検証結果と、その州ごとに違うような弁護士の在り方というのは平安山さんから伺っておりますけれども、それを踏まえてですね、県はどういう検証しながら県の報告書を出されたのかですね、そのところをまずというか、聞かせてもらえませんか。

○玉元宏一郎証人 県が設置した調査検証委員会の報告書の中にはですね、委員の中にはアメリカのワシントンDCに属する弁護士じゃないですけども、ほかの州に登録されている弁護士の方が参加をされていて、その検証委員会の中で厳しい御指摘があったっていうのはもちろん承知をして重く受け止めておりますけれども。平安山証人がおっしゃっていたように、その委員の御意見は、コロンビア特別区に登録された弁護士としての意見を述べたものではなくて、一般的なアメリカの法律的な観点で申し述べられたものだと思いますし、その調査検証委員会の報告書においても、法的な判断をここで下しているものではないという趣旨の注意書きがあったかと思いますので、それに基づいて我々それを重く受け止めつつも、書かれている内容については、それぞれ私たちがなりに検証をしていったわけです。その中で、コロンビア特別区の——ちょっと規

則名は忘れておりますけれども、関連する規則、指摘された規則などを確認した結果として、こういう見解だということを、報告書として県の報告書としてまとめたということになっております。

○仲宗根悟委員 検証委員会の弁護士が下された判断と、皆さんがコロンビア特別区、その州の法律も照らし合わせて、報告書を書かれたという理解でよろしいでしょうか。

○玉元宏一郎証人 おっしゃるとおりですね、県としても関連規則を確認をして、米国の別の弁護士などにも確認をした上で、報告書としてまとめたということになります。

○西銘啓史郎委員長 仲宗根委員、以上ですか。
高橋真委員。

○高橋真委員 玉元証人にお伺いいたします。

あなたは令和２年度からまた令和４年度まで、基地対策課の班長を務めていましたね。

この県の報告書によりますと、令和２年11月、当時の駐在職員から株式発行の記録があるとの問い合わせを受けております。

あなたは、本庁で過去の職員への聞き取り調査をされたのでしょうか、お伺いいたします。

○玉元宏一郎証人 行いました。

○高橋真委員 実質的に指揮をされたのはどなたですか。

○玉元宏一郎証人 まず現地の駐在からこの話を受けた後に、まずは我々は県の職員の基本動作として、事実関係を確認しよう、聞き取りをしようということを判断したのは私でございます。

○高橋真委員 では、判断されたのは玉元証人であったということであります。

この時点で、証人は、このDCオフィス社が株式会社であり、株券が存在する可能性を明確に認識していたと。これは間違いなく事実でありますか、お伺いいたします。

○玉元宏一朗証人 ここが少し明確に認識していたかというところについては、若干補足が必要かと思いますが。

我々が当時得た情報としては、アメリカ国内、その駐在のほうから現地にそういう書類があることが分かったということで、我々のほうでも担当者に聞いたところ、そういう定款のような資料の中に株式が発行されたというふうに読めるような記述があるということを聞きましたので、その資料書類を確認したところだったんですが、これをつくるに当たっての決裁ですとか、それは米国側も含めて、県庁内の決裁文書であるとか、それをつくった際の経緯が分かるような資料が一切ありませんでしたので、これが、果たして沖縄県がつくったものなのか。もし、また、国内での株式会社に相当する存在として考えられるのかどうかというところは、当時は不明だという認識でありました。

○高橋真委員 その調査をなぜやめたんですか。

お伺いいたします。

○玉元宏一朗証人 まず、このお話を駐在から聞いたのが11月の中旬頃だったんですけれども、その後関係書類も確認した上で、聞き取りをして当時の課長、参事兼課長に報告をしたのが11月の26日だったと記憶しています。その後も引き続き、事実関係の確認をするつもりだったんですが、その翌日から11月議会の代表質問の通告があって、そこから11月議会の対応にかなり忙殺をされて。その年明けもですね、2月議会の準備も含めて次年度予算の作業も入ってまいりましたので、そういうことがあって、ほかに優先せざるを得ない業務が出てきてしまったということ、これは非常に反省すべき点ではあるんですけれども。そちらのほうを優先をして結果としてその後の調査、事実確認ができなかったということでございます。

○高橋真委員 調査を打ち切ったというか、やめた理由というのが議会对応が忙しかった様々な理由があるかというようなものであったと思いますけれど。この議会对応が忙しいという理由は、この法律違反の状態を知らながら放置しておく、法的根拠になり得るものなんではないでしょうか、お伺いいたします。

○玉元宏一朗証人 これについては私としては、すごく当時の担当班長として反省をしているところですが。

当時の認識としては、我々はワシントン駐在が、現地で存分に活動できるよ

うに支援する立場として、ずっと連携を図ってきていたわけですが、その観点で見たときに——これは決していいことではなくて反省すべき点なんですけれども、今回聞いたような部分の話はですね、どちらかというと事務所の現地の運営に係るバックオフィスのような業務の中のことで、現地で何らかの改善が必要であればしていくけれども、おいおい確認していくというような、非常に、今となっては反省ですが、うまく認識していなかったということが率直なところでございます。

○高橋真委員 証人は班長として問題の端緒をつかんだ以上ですね、適切にこの上司に報告をして、是正を求める職責があったと考えております。

しかし、あなたは調査を止めた。また、この班長として職責を果たしてさえいれば、その後数年にわたる違法な公金の支出と議会の不誠実な対応というのは、防げたと思います。

これは判断ミスではなくて、意図的な先送りではないでしょうか、お伺いいたします。

○玉元宏一郎証人 先ほど申し上げたことと少し重複しますけれども、決して意図的に何かこう止めたというつもりは全くなくてですね。ほかに、ワシントン駐在以外にも我々としてはたくさん業務ございますので、特に議会は非常に優先すべき、対応せざるを得ないものなので、少し代表的な例として挙げましたけれども、もちろんほかにも業務がありまして、そこのほうが優先だろうという判断をしたということでございまして、特に意図的に止めたということではございません。

○高橋真委員 多忙ということが理由で、公金の適正な支出等々ですね、後々疑われるようなことというのが、本当に根拠として認められるものなんですか。

優先すべきものというのは、しっかりとこの公金の事業を取り扱うことではないですか、お伺いいたします。

○玉元宏一郎証人 これは当時の認識でかつ今でも基本的に同じ認識ですが、ワシントン駐在のこの事業については、委託業務として、現地で必要な経費なり支援を行う経費を支出してきたわけですが、

この委託事業の予算執行が法的に問題があったというふうには、当時も認識しておりませんでしたし、今でもこういう形で非常に議会から厳しい指摘を受

け、また内部的な手続について非常に瑕疵があったということは重く受け止めておりますけれども、予算執行として何らかの問題があったというふうには認識しておりませんでした。

○高橋真委員 このときに、班長として適切な判断を下していれば、違法状態はその時点で是正されて、今の百条委員会も事務所の閉鎖等もなかったはずであります。

この4年間の空白は、重大な職務怠慢に当たりませんか、お伺いいたします。

○玉元宏一郎証人 当時、聞き取りをした後に、引き続きの事実確認ができなかったということについては重く受け止めておりますけれども。

私の担当班長としての責任について重く受け止めておりますけれども、基本的な委託事業の執行であるとか、またワシントン駐在の活動自体は、一定程度適正に行われてきたというふうに思っておりますし、その後指摘を受けて追認をする作業ですとか、あと公有財産の登録ですとかそういうことがなされなかったことについては重く受け止めておりますが、対外的な意味での責任というところは——責任という表現はちょっとよくないかもしれませんが、対外的には、おおむね適正に進められてきたというふうに思っております。

○高橋真委員 最後にお伺いしますけれど、県は令和6年12月に追認決裁を行っております。

これ、あたかも過去の不備が治癒されたように説明をされておりますけれど、当時班長であったあなたが令和2年に事実を把握しながら、放置をした。そして、議会に対しても株式会社があることを隠し続け、いわゆる報告もなしに、予算も執行し続けたという事実、事実であります。

事実は後づけの書類1枚で消えるものではないと考えております。あなたがこの4年間、沈黙を守り続けた、いわゆる調査を先送りしたことによって県議会は正しい経営状況を知らされないまま、予算を議決させられました。これは議会に対する明確な背信行為であり、民主主義の根幹を揺るがす手続違反であります。

証人、あなたは今でも、当時の判断は組織としてやむを得なかったと思っているのでしょうか。それとも、個人として違法性を認識しつつ先送りしたということでもありますか。

どうということなのでしょうか、お伺いいたします。

○玉元宏一朗証人 当時の判断として違法性を認識していたかどうかというところについては、正直なところ、その時点では、この設立されている法人が、日本でいうところの、株式会社のようなものに相当するかどうかというところについては、不明であったということと、どちらかという私の内心の認識としてはですね、設立されたとはいっても、当時の聞き取りによると株券はないという話ですとか、資金の移動がないとかというようなことがありましたので、それは複数の聞き取りの中で出てきておりましたので、どちらかという、国内でいわゆる株式会社として位置づけられるような法人ではないのではないかというような認識でございました。

そういう意味では、違法性がないという方向の認識で対応しておりました。
以上でございます。

○西銘啓史郎委員長 宮里洋史委員。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員から威圧的にならないような運営をしてほしいとの発言があった。また、宮里委員からは先ほどの高橋委員の発言が逸脱しているとは思えないとの発言があった。西銘委員長からは、証人を侮辱するようなことがないようにとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 では、再開いたします。
宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 よろしく願いいたします。

今高橋委員の答弁の中でですね、この委託料の支出に関して違法性はなかったんだと今でも思っているというお話があったんですが、実態としては法人がつくられていて、通常の駐在の委託運営事業とは異なっていたわけなんですよ。自分たちの子会社って言い張っているこのDCオフィス社に対して、このようなお金を還流することに、今でも違法性はないと感じてますか。

○玉元宏一朗証人 委員がおっしゃられるように、通常の委託とはちょっと変わった形になっているっていうのは、今回、今の職場に来ていろいろ確認をしていく中で、非常に、通常とはちょっとやっぱり違う取り扱いをしていたなということは認識しておりますけれども、委託事業としてはですね、委託契約の

中で、受託者に対して実施をしてほしいと、我々がお金を出す対価として行ってほしいという契約の内容がありますけども、それについては、契約相手方はしっかりそれを対応して、我々はそれに対応する対価を払ってきたという意味では、契約としてはしっかり成立しているというふうに認識をしているところでございます。

○宮里洋史委員 証人、そこは本当に丁寧にお話してほしいんですけども、この契約の内容ではなくて、その契約の先の流れというのを確認した上で違法性がない、間違っていないという意味なんですかと聞いている。実態の話です。

○玉元宏一郎証人 今回問題になっているワシントンDCオフィス社を經由して支払いが行われているということについては、通常の委託業務だとあまり想定されていないやり方だったと思いますけれども。なので、しっかり当時の認識として申し上げるとすれば、その部分について、あまり関心を持たずに深く理解をしていなかったところについては、反省すべき点だと思っております。

○宮里洋史委員 委員長、休憩をお願いします。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から証人の現在の認識も答弁してほしいと発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉元宏一郎証人。

○玉元宏一郎証人 今の認識というのは、一昨年10月からこの問題が非常に議会から厳しく指摘を受けて、当時の最初の経緯からこの資金の流れも含めて、担当職員を中心に担当課として基地対策課がこの経緯とか内容について調べていって、その上でのことですが、ワシントンDCオフィス社の設立から経費の流れについて、非常に日本の国内の会社法とか、国内の会社から見ると少し違和感がある方式かもしれませんが、当時のワシントン駐在の受皿としての法人を設立をして、その法人を通じて支払いをする必要がある案件について、アディショナル・ペイドイン・キャピタルという形で資金をその法人の口座に入れて、そこから支払うということについては、少なくとも、これま

で現地の当局などに指摘をされていることではないというふうに認識をしております。

○宮里洋史委員 休憩、お願いします。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から委託事業の違法性についての認識を答弁してほしいとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉元宏一郎証人。

○玉元宏一郎証人 そういうこれまで確認をしてきたことを踏まえると、今回のこのワシントン駐在の委託事業については、違法性という意味では特段そういうことはないというふうに認識しております。

○宮里洋史委員 それでは沖縄県がいろんなところで子会社をつくって、委託でその子会社にお金を流して、そこから子会社が支払いをするってことは、違法ではないということよろしいですか。

○玉元宏一郎証人 今回の件については申し上げましたので、一般的に沖縄県が子会社をつくってというところについてお答えするのは難しいかなと思います。それぞれのケース・バイ・ケースがあると思いますので。

○宮里洋史委員 次の質問に行きます。駐在員の給与について、班長なのでいろいろ把握されていると思いますけども、アメリカに駐在員の口座があってそこに振り込まれていたのですか。

○玉元宏一郎証人 これも駐在本人の事情によって幾つか異なるかと思いますが、駐在がアメリカの現地に口座をつくって、そこに振り込んだということもあったかと思います。

○宮里洋史委員 それでは令和2年聞き取り調査について確認したいんですけども。課長が確認をして、結局忙殺されたという答弁だったんですが、これは

正式な組織判断ではなかったということですか。

○玉元宏一郎証人 まず、この聞き取りをするということを決めたのは、まずは私が当時の駐在から話を聞いて、その設立当初のことについて、その当時の担当者から過去の担当者に確認をしてもらったところ、それが全然分からないとのことでしたので、それも含めてですね、まずは前任者なり当時の担当者に話を聞くというのは、私たちとしては基本動作と思っておりますので、それについては判断をしたというよりは、もう基本動作としてまずは聞くということを行ったということでございます。それなので組織的に何か決めたということではございません。

○宮里洋史委員 山里氏、金城氏、運天氏に聞き取りをされておりますけれども、この部分で事実誤認はどの部分に当たりますか。それとも彼らが言っていたものと証人がメモしたことは事実なのか、教えてください。

○玉元宏一郎証人 私たちといいますか、実際の聞き取りは私と担当と2人で行って、私はメモを取るというよりはその話を投げかけて聞くっていう立場で、担当のほうでメモをしてもらって、それを書き起こして、その内容を確認して私のほうで適宜修正を加えて残した。それを上司に報告したということになるわけですが、このメモ自体、私たちのメモを取った認識としては、本人が話した内容だというふうに認識して書いているわけですが、こういうメモの聞き取りメモをつくることによくあることとしては、我々の聞き間違いもあるし、話す相手方も話し間違いもあるわけですね。なので、本当の意味で、この正確性を担保するというにするのであれば、本人に書いたものを確認して、内容を適宜修正を加えてもらうような必要があるわけですが、今回のものは、内部の連絡用につくったという認識でしたので、また公開を想定しているものでもありませんでしたので、まず本人の確認はせずに上司に報告したという内容なものになります。

○宮里洋史委員 誰のどの発言が、どういった意味で不正確なんですか。それとも間違っていないんですか、教えてください。

○玉元宏一郎証人 個別に全て網羅してちょっと申し上げるのが、今記憶を頼りなので難しいところもありますけども。覚えているのはですね、今回、8月の百条委員会に黒塗りを外すということを判断する前に、それぞれ聞き取りし

た本人に、この内容を黒塗りを外して百条委員会に提出してよいかというのを確認した際に、併せて内容について疑義があるというか、自分の意図と違うところがあるかないかっていうのを確認したんですけれども、その中で複数の聞き取り者から聞いて、これは間違っていたんだなと感じたのは、現地法人が必要だという認識の中にFARA登録と書いているけれども、これはビザのことで言ったつもりだったよということを言われました。それについては覚えております。

○宮里洋史委員 それでは2人が証言しておりますというか、メモに書かれておりますけど、株式を発行したり資金が動くという実態はなくと言っているのは、これは間違いないということですね。

○玉元宏一郎証人 間違いないと認識しております。

○宮里洋史委員 それではお聞きします。

これは、やっぱ我々は強弁だなと思っている部分があって、3万ドルで株式購入とされる点についてお伺いしたいんですけど、その根拠はございますか。

○玉元宏一郎証人 これも執行部としての答弁だったとお答えしていると思いますけれども、私たちのその追認したときの位置づけとしては、3万ドルをまずワシントンコア社からワシントンDCオフィス社の口座に入金をして、そのうちの1000ドルを出資として位置づけたというふうに整理をしたということになります。

○宮里洋史委員 これはやっぱりですね、議事録はありました、株券の署名はありましたとおっしゃられているんですけど、この2種類の書類以外はありませんよね。

○玉元宏一郎証人 この2種類の書類と、後はこの3万ドルの入金を確認した通帳の入出金の記録ということになると思います。

○宮里洋史委員 通帳の3万ドルの入金はいつですか、日付。

○玉元宏一郎証人 すみません、ちょっと正確に覚えていないですけれども、平成27年の6月か7月だったと思います。

○宮里洋史委員 設立は5月なので、その後という認識ですよね。

○玉元宏一郎証人 はい、そうです。

○宮里洋史委員 通常、根拠書類として考える得るべきは、送金記録や領収書だと思うんですけど、それは確認できましたか。

○玉元宏一郎証人 送金記録というよりは、ワシントンDCオフィス社の入金の記録という意味で確認しているかと思えますけれども。あと領収書というのは確認できておりません。

○宮里洋史委員 これ5月に設立している法人なんですね。入金が7月だと、3万ドル。そのうち1000ドルあると、ただし領収書もないと。これ時系列で見たら、コア社か発起人クラカワーさんですかね、が立て替えたと考えるのが普通じゃないですか。いかがですか。

○玉元宏一郎証人 ちょっと今日は手元に詳細な資料がなくて、少し正確に申し上げられるか自信がないんですけども。たしか米国内の法律の中では、会社を設立した後に株式を発行する、また出資を受けるということは認められているというふうな形で整理されていると思います。

○宮里洋史委員 じゃ、この会社は、設立時に資本金はゼロだったということでしょうか。

○玉元宏一郎証人 設立時は、発起人が米国内のワシントンDCの規則に基づいて手続を取って設立をされているわけですけども、その時点で株式の発行はされていないというふうな認識です。つまり、資本金としては入金はされていないという認識でございます。

○宮里洋史委員 分かりました。

この3万ドルの入金の中に1000ドルがあるよというのを決定づけたのはどなたですか。

○玉元宏一郎証人 決定づけたというのは一昨年 of 追認のことをおっしゃって

おられるのかなと受け止めてお答えしますが、当時、私は業務としてはその場に直接携わっていなかったわけですが、追認をするに当たって、株券の署名の状況ですとか、あと株主総会とか、そういう当時の委決の状況を現地の資料として確認をして、県として判断したんだというふうに認識しております。

○宮里洋史委員 すみません、僕が聞いたのは追認ではなくてですね、この3万ドルの中に、1000ドルの株式券の支払い原資があるよと判断したのはどなたですかと聞いているんです。

○玉元宏一郎証人 それは設立の際のというふうに今回受け止めてお答えすることになるのかなと思いますけれども、それは米国の現地で株主総会なり決議をした際の、その中で判断されたのかなというふうに思います。

○宮里洋史委員 聞き方を変えます。

では、本会議場での答弁で、この3万ドルの中に資本金1000ドル入っているんですという答弁案を書いたのはどなたですか。

○玉元宏一郎証人 その答弁を書いたのは、沖縄県の執行部として基地対策課のほうで書いております。

○宮里洋史委員 今玉元証人は、後日確認、一昨年の年末に出たこの問題なんですけれども、執行部はずっと3万ドルの中にありますと言って、でも時系列も異なれば、その支払った領収書も今だにないんですね。株券と株主総会議事録だけなんですよ。これを払ったことにしているようにしか見えないんですよ、我々としては。これで確認してないんですよ、領収書も。この3万ドルの中にありますよねということにしようねとしか見えないんですね。それを判断したのどなたですかと言っているんです。答弁も含めてです。

これは分かるはずですよ。

○玉元宏一郎証人 その判断を県の執行部として行ったのは誰ですかということなんだと思いますけれども。それは、一昨年10月からこの問題の指摘を受けて、設立当初の経緯から確認をしていった上で、知事公室、または担当課としては基地対策課のほうで判断をしたということになると思います。

○宮里洋史委員 私はどなたかと言っているんですよ。決裁権者はどなたですか。

○玉元宏一郎証人 追認の決裁を最終的にしたのは知事だと思います。

○宮里洋史委員 それでは、玉城知事がこの3万ドルの中に1000ドルあるんだよね、そういうふうに決めようね、と決めたということですよね。

○玉元宏一郎証人 決裁をしたのは、知事というふうに認識しております。

○宮里洋史委員 長嶺前基地対策課長は、追認によって治癒されたと説明しております。我々にずっとですね。それ玉元証人は、現在その効果をどのように考えておりますか。

○玉元宏一郎証人 この追認という行為をなぜ行ったかといいますと、今回の問題で実際に明らかになった、行われていなかったものは、例えば地方自治法に基づいて公有財産の登録をすべきところをしていなかったですとか、あとは営利企業従事許可を取っていなかったとか、あと県が管理する法人の事業状況を議会に報告をしていなかったとか、多分、主にこの3点になるわけですけども、この3点の状況を治癒するというか、それを是正する根拠として、この会社を県が設立したということを書面でしっかり意思決定をしたということを残さなければいけないと。これがないとその次の是正措置ができない。公有財産を登録しようとしても、県が会社を設立したということが証明できなければ、公有財産の登録もできないわけなんですね。そのために追認という言葉を使って会社の設立を検討して、正式に確定をさせたということになります。

○宮里洋史委員 今答弁の中で、設立を確認しないと、とおっしゃっていたと思うんですけど、何で確認したんですか。

○玉元宏一郎証人 この決裁文書をもって確認をできる状態にして、その上で公有財産の登録ですとか、営利事業従事許可のとか、その他の書類の手続をしたということでございます。

○宮里洋史委員 本会議の答弁で全てを治癒するものではないみたいな発言があったんですけど、どういう意味ですか。

○玉元宏一朗証人 本会議での答弁の意図としては、この追認という行為を行って、県としては平成27年に遡って設立をしたということにしたわけですが、これでもって、平成27年に文書による意思決定をしていなかったという事実がなくなるわけではないという意味で、そういう答弁にしたというふうに認識しております。

○宮里洋史委員 このワシントン事業、第三者委員会もつくって対策課の中でも調査をして、結局ですよ、この報連相を怠ったのはどなただったんですか。この委託の資金の流れのスキームでもしやうがない、やるしかないって決めたのはどなたなんですか。

○玉元宏一朗証人 今の御質問は平成27年、または26年度の。

○宮里洋史委員 その後です。この期間ずっとです。

○玉元宏一朗班長 その後も含めて。

○宮里洋史委員 はい。

○玉元宏一朗証人 その後も含めてという意味では、まず最初の平成26年度と27年度は、当時の担当者とその担当課のほうで話し合っただけで決めたというふうに思いますけれども、その後については、これは反省すべき点も非常に含まれると思いますが、基本的には当初の方式で問題なく進んでいるものに対して、そのまま同じような方式で進めるほうが適当だろうということで判断したと思います。

○宮里洋史委員 知花証人は、この資金の流れをコア社から説明を受けていないと仰っていました。調べたときも、玉元証人はそれは知らなかったんですね。

○玉元宏一朗証人 ワシントンDCオフィス社を介して資金の流れがあるということについては、認識しておりませんでした。

○宮里洋史委員 全てのことが後づけのように見えるんですけども、改めて確

認したいのが、3万ドルの中に1000ドルが資本金だよと最終的に決定づけたのは玉城知事ということが1点と、この資金の流れはコア社に教えてもらっていなかったというのは事実であるということ、そしてコア社が説明を果たしてなかったという認識なのかというのが2点目と。最後に、この聞き取り調査に関しては、資金の流れがなかったという認識は間違っていないということを、この3点を最後に聞きたいです。

○玉元宏一郎証人 まず1点目は、追認の決裁をしたのは知事という認識ですということは先ほど申し上げたとおりです。コア社から資金の流れの説明を受けていなかったかということについては、受けていないと認識です。そして、もう一つが……。

○宮里洋史委員 聞き取りの内容です。3名への聞き取りの内容で、この株式購入の資金の流れに関しては、この聞き取りでの間違いはない。

○玉元宏一郎証人 そうですね、11月に当時の関係者として聞き取りをした際に、株券の発行はないし、資金の流れもないというふうに聞き取りをしたということについては、聞き取りをした立場としては間違いはないというふうな認識です。

○宮里洋史委員 ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長 次に、玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 すみません、取り下げます。

○西銘啓史郎委員長 次に、比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

この間、いろんな方に証人尋問をしてまいりました。初代所長がおっしゃっていたのが、向こうで活動するに当たって、法人設立の必要性は認識はしていた。しかしこの営利活動するわけではないので、株式会社としての認識はなかったということを述べていました。玉元証人はその後の班長になっているわけですがけれども、その聞き取り調査をしたとき、そういったことを今、きっかけとしてはあったと思うんですよね。それを知ったときにどういう認識でありま

したか。

○玉元宏一朗証人 まず現地の駐在から、現地の書類として株式が発行されたようなことが書かれている資料があることをお聞きしまして、それで聞き取りをしたわけですが、その聞き取りの内容はですね、株券の発行はないし、現地、他の法人との資金のやりとりもないというふうに聞いているということでしたので、私のその当時の認識としては、現地では非常にFARAとかの登録をするために受皿としての法人が必要だったのでつくったんですけれども、非常に簡易な形で——もちろん適合性を持ちながらも、非常に簡易な形で法人をつくったのだらうという印象でございました。なので国内のいわゆる国内法でいうところの株式会社に相当するものというのは、内心的な直感としては、何かそれに当たらないのではないかという認識でございました。

○比嘉瑞己委員 それで監査の結果報告書を読んだんですけれども、この報告書で厳しく指摘をされております。この件は、この法人設立に当たって、この起案文書を作成していない、事務決裁規程で定める意思決定手続を行っていなかったと指摘しています。また、公社等のその指導監督要領等を踏まえた検討や調整を行っていないとも指摘されている。そういった手続が本来あるべきなのにされていなかったってあるんですよ。そういった意味で、当時班長だった証人がこういった、やっていないんじゃないかっていうことを指摘はできたと思うんですけれども、その点はどう思いますか。

○玉元宏一朗証人 これについては、もう少し踏み込んでといいますか、さらなる事実確認をすべきだったというところについて非常に反省をしているところなんですけれども、またその監査の指摘についても当時の担当班長として重く受け止めているところなんですけれども、当時の状況としては先ほど申し上げたとおりですね——これも決していいことじゃなくて反省すべきことなんですけど、このことについてはアメリカの内部で、事務所の管理運営の内部事務とでもいうんでしょうか、それに近い位置づけだという認識をしておりまして、他に優先すべき業務を終えて、ある程度落ち着いたところでもう一度確認をしようという認識でしたので、そういう面では反省をしております。

○比嘉瑞己委員 そこはしっかりと、反省するところがあると思います。現地のほうでもこの株式を見ていないというのがあって、聞き取りでもそういった形で理解していたと。

○玉元宏一朗証人 はい。

○比嘉瑞己委員 監査の報告書ではですね、この取得した株券について、規則に基づく関係課への送付や報告、公有財産台帳への登載を行わず、再委託先の事務所に保管したままであったことは不適切であるというふうにしております。確かにこの株券自体がですね、駐在所にあったり、ちゃんと送付されていれば、気づくきっかけになったと思うんですけど、その受け止めはどうか。

○玉元宏一朗証人 令和2年当時は複数の聞き取り相手方から株券は発行されていないという話がありましたので、ないだろうという認識でありましたけれども、その後、株券が実際にあったということについては、当時複数の人から聞いたのに、やはりあったんだっていうのは少し驚きでありました。弁護士事務所にあったということについては、一番直近、現地の当時の弁護士事務所に改めて確認したところ、アメリカの中ではこういう取扱いをすることは別に珍しいことじゃなくて一般的に行われているというふうに聞いたところでございます。

○比嘉瑞己委員 そうであっても、やはり本庁のほうでもですねそういった状況を知った上で、そういう判断になったら分かるんですけども、全くそういった状態が分からないままであったというのが、これだけ長引いた結果だと思います。

このやっぱり駐在職員と委託業者任せにしてしまったっていうことが、今回長引いた原因だと思うんですけども、ただその駐在の方たちの証人尋問を通じて思ったのは、これだけ大変大きな任務を持っているにもかかわらず、この体制が不十分であった。事前の検証もなかなかない中でですね、急いでやったというところでやっぱり本庁との連携不足があったと思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

○玉元宏一朗証人 おっしゃられるとおりですね、現地の駐在または委託事業者と本庁側の連携はもっと改善すべき点があったのだろうというふうに思いますし、特に設立時においては、もっとしっかりと時間をかけて、どのような方法で行うことがよりいいのかということについて、事前にしっかり検討すべきだったというふうに認識しております。

○西銘啓史郎委員長 次に、新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 どうぞよろしくお願いします。

まずですね、メモの内容なんですけれども、これかなりグレーであったりとか、あと答弁でも言いたくないというふうな表現がされています。それで、令和2年から4年当時ですね、この事務所は制度的に問題があるんじゃないか、適切ではないとは言えないんじゃないかというふうにお考えになったことはありますか。

○玉元宏一朗証人 このメモを起こしたときに、非常に発言の内容としては違和感を持ったので、当時の担当は特に書いていなかったけれど私のほうで付け加えさせたというふうに記憶しております。というのは、例えばグレーであるとか、そういう言葉は通常は行政職員は使わないというふうに認識をしているんですけれども、特に個人的な感覚ではですね、あまり好きではない言葉です。グレーということを発言する前に、我々はどちらかというと白か黒か、しっかり調べるというのが基本動作だと思っておりますので、なぜグレーという言葉を使ったのかなという意味の違和感がございましたので、その記録に残したということはありません。その後、今回の聞き取りについては、先ほども少し関連することで申し上げましたけれども、あくまでも聞いたと我々が認識していることを書いたものですので、これが事実かどうかというのは、確定していないものだというふうに思っていて、聞いたことについては一つ一つ全部裏取りをしようという認識の下で書いているものなので、少なくともこれについてはですね、私の記憶ですが、担当者を通じて前任の担当とかに聞き取りをした相手の方がこういうふうなことを言っているけれども、何かそういうことが気になるようなことあるんですかというのを聞いてもらったんですけれども、これについてそれぞれの前担当者は、そういうことは全く心当たりがないということでしたので、これはじゃ、ちょっと本人の話しぶりの特徴なのかなというふうな受け止めでございました。

○新垣淑豊委員 このメモについては、どの段階のレベルの上司まで報告されていますか。

○玉元宏一朗証人 当時の課長、役職としては参事兼課長として書かれておりましたけれども、その課長まででございます。

○新垣淑豊委員 当時その課長からですね、例えばこれは是正しなければいけないとかっていう指示はありませんでしたか。

○玉元宏一郎証人 正確に申し上げるとですね、グレーだとかというふうに書かれている聞き取りメモについては、その前の日に、11月26日に、その前の段階のペーパーを1枚紙をつくって、それを基に上司に対面で説明をして報告をしております。その後、この2人に聞き取りをしますということをメモで添えた上でですね、報告をして、その後、聞き取りした後はですね、もうその時点では代表質問が入ってきていましたので、上司にはですね、ペーパーを机の上に置いて、見てくださいという形で共有をしたということになっています。その後の反応は特になかったというふうに認識しています。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

このメモのですね、今後の対応方針の中でコア社の中阪社長にも事実関係の確認を行うというふうに書かれているんですけども、中阪社長に確認はされたんでしょうか。

○玉元宏一郎証人 担当者を通じてメールで確認をしたというふうに記憶しているんですが、ただメモが残っていないようです。ただ、認識としてはですね、私の記憶の中で申し上げますと、ほかの聞き取り相手方が言っていることと同じようなこと、株券は発行されていないし、資金の出入りもないしというようなことだったので、同じようなことだなというふうに思った記憶はあります。

○新垣淑豊委員 分かりました。

この事業自体が、担当の班長をされているときにですね、活動支援と運営支援に分かれているんですね。この経緯っていうのをちょっと教えていただけませんか。

○玉元宏一郎証人 これは今——令和3年から2つの契約に分かれたというふうなことだと思いますけれども。これについては、私は担当班長として何を意図していたかというとはですね、基本的には本庁はやっぱりワシントン駐在がしっかり現地で活動できるようにサポートすることと、あとはできるだけそれに当たって改善ができることは改善していこうという趣旨で——考えをずっと持って動くわけですけども。もう一つは費用対効果といいますか、コストも節減できるなら節減をしたいということもございましたけれども、そうい

う意味で元の契約はですね、運営支援と活動支援を一本にして契約したんですけれども、公募する際の応募の要件の中に、日本語能力とか英語能力が堪能であるってというような条件とともに、ワシントンDCの中もしくはその近隣の州に事務所を有することという条件があって、そうすると現地の法人しかできないということになるわけですね。それだとやっぱりどうしても単価が高い、非常にコストが高い事業者しか選ばれなくなってくるし、もっと参入の機会を増やそうという意味で分割発注みたいなイメージですね、運営支援については、もしかしたら日本本土で現地に口座を持って対応できるような会社があれば受託できるかもしれない。そして、活動支援はやっぱり向こうにいなきゃいけないでしょうということで、そういう要件を少し変えた形で分割発注することによって参入の機会も増えるし、適切な競争も増えるし、もしかするとより効率的な運営ができるのではないかということを枠組みとしてまずは整えようということでそういう整理をしております。

○新垣淑豊委員 なるほど。

このときにですね、令和3年にですね、沖縄県とマーキュリーがMOUを結んでいるんですよ。これどういう意図があったんでしょうか。

○玉元宏一朗証人 これはですね令和2年のときに、当時の駐在から、当時の駐在が——そのときコロナが明けて、少し間を空けて戻ったんですけれども、そのときにマーキュリーとのMOU——MOUという約束事みたいな契約に署名を求められているんだけど、それは自分としてはその権限はないと思っているんだけど何だろうかというふうな話を受けて確認をしたところ、マーキュリーとその現地の駐在でサインをしているということが当時分かったんですね。これは、私どもとしては、現地に権限がない中でサインをするというのはやっぱりあまりよろしくないだろうということで、それを是正するという意味と、もう一つはですね、マーキュリーはこれまで再委託をしていたわけなんですけれども、再委託となるとなかなか元の発注側と相手方との顔が見える関係になりづらいというのが実態としてございましたので、我々としては本来のクライアントなので、直接マーキュリーに物を申したい、話もぜひしたいという、これも駐在活動の支援につながるという観点でしたので、これを是正するという意味を込めて、先ほど申し上げた発注のところで活動支援の要件の中にですね、駐在の活動を支援するために必要な法的な資格なりが必要な場合は、それをちゃんと保持することというような要件を付け加えました。そうするとこれはFARA登録が必要になるのであれば、FARA登録を持たなければな

らないわけです。それは再委託じゃ駄目だっていうことなので、必然的にこれは共同企業体になるだろうという予想はしておりました。それによって、直接的な契約関係ができるので、我々から直接物を申すことができると。そういうことを意図していつて、その結果としてですね契約相手方にもなりますし、ただ一方で、マーキュリー側からすると、我々の委託契約の形ではなくて、彼らが求める様式の中でMOUを結んで、これでクライアント——相手方との関係性を確立したいということがありましたので、それについては本庁で直接サインをしたというような形になります。

○新垣淑豊委員 分かりました。よく分かりました。

それで、実はこの活動支援なんですけれども、共同企業体ができたとお話しされていましたが、実はこれ沖縄県から委託でこの共同企業体に2300万。そして、そこからDC社へ送金して、またそのマーキュリーへの支払いというスキームになっているんですね。こういったスキームっていうのは、なぜ起こったのかというのをちょっと教えていただけませんか。

○玉元宏一郎証人 この資金の流れが実は私はその当時承知していなくて、本来は私たちが意図したものと違っていたなというところが正直なところだったんですけれども。私たちは契約の形態を変えることで直接支払った形にできると思っていたんですが、どうも現地としては、マーキュリー側からの多分要請だと思いますが——これはちょっと推測でしかないんですけれども、結果として、DCオフィス社からの小切手による支払いっていう形を多分その前から取っていたんだと思いますけど、我々当時知らなかったんですけれども、そういうことが継続されてしまっていたんだなということが一昨年状況から分かった——私としては分かったということになります。

○新垣淑豊委員 これがですね、令和2年まではワシントンコアから直接行っているんですね。今回共同企業体ができたとすることで、ちょっとある意味不可解な印象を受けているんですけれども。これはもう県側での関与というのは特になく、向こうでそういった段取りを踏んでやったということなんですけれども。じゃ、そのときですね、当時のワシントン駐在の方々というのは、このことについては理解していたという認識でよろしいんですか。

○玉元宏一郎証人 そこはちょっとはっきり分からないんですけれども。ちょっと分からないんですが、ただ小切手の振出しにはワシントンDCオフィス社

の取締役としてサインしているのではないかと思いますので、口座の管理者として。そこはその状況を考えると認識していたのではないかと思います。

○新垣淑豊委員 すみません。

先ほどですね、分割をしたのは——いわゆる分割発注、いろんな参入を増やしたいということでお話があったんですけども、この分割をしたということに関しては、そもそも何かしらこのワシントン事務所、ワシントン駐在というものが、ある意味違法性があるということの認識の上での分割ではないということですよ。

○玉元宏一郎証人 おっしゃるとおりでございます。

○新垣淑豊委員 当時班長として、起案者からの確認をして、それを上げているんですけども、最終的にこれをゴーを出したのは、どのレベルで出しているんですか。課長ですか、統括監ですか、それとも公室長ですか。

○玉元宏一郎証人 これは分割の話……。

○新垣淑豊委員 分割も含め事業全体ですね。

○玉元宏一郎証人 予算の執行について、まず執行伺いが最初にあるんですけども、そのときの専決者は統括監の職になります。

○新垣淑豊委員 じゃ、公室長まで行かないんだね。分かりました。

○西銘啓史郎委員長 当山勝利委員。

○当山勝利委員 よろしくをお願いします。

令和2年11月26日、聞き取り調査の資料の中からちょっとお尋ねしますけれども、基地対策課で確認した引き継いだ資料の中に株式の記載がある合意書と定款が残っていることが判明したということなんですが、それはどなたが見て、どなたが判断、その判明したというふうにされたんですか。

○玉元宏一郎証人 まず駐在のほうからそういう話があると聞いて、当時の担当者に確認したところ、その当時の担当者が引き継いだ資料の中にそういう資

料があったと記憶しているという話があって、その資料を見せてほしいということで見せてもらって、私のほうでも確認をいたしました。

○当山勝利委員 聞き取り調査をされて、その当時の副所長であったり、その後の所長であったりという聞き取りの証言の中に、株式を発行する手続を取ったとか株式を発行したとかいうようなことがあったんですけども、こちらの証言に対して最終的には株式がきちんと発行されていないというような判断であったり、資金の流れが明確にないということの判断をされたというのは、どういう経緯でそうなったんでしょう。

○玉元宏一郎証人 この聞き取りの結果として、そういう聞き取りの結果は我々としては残しているわけですけども、それがその事実であるかどうかということの確認はできていないという認識でございました。ただし、それはいわゆる私としてはこの当時聞き取った意図としてはですね、聞き取った内容だけで判断するつもりは全くなくて、それを証拠として残している資料が何かあるのではないかと、決裁をしたよとか、そのとき調整をしたメモが残っているはずとかですね、そういうことが聞き取れるのがベストだと思っていたんですけどそれは分からなかったという状況で、これは一つ一つ聞き取り結果だけではそれは信用できないですので、全て裏取りをする必要があるという認識でしたので、一個一個確認していくというつもりではあったんですけども、株式——株券が発行されていないとか、資金の移動がないという言葉は複数の方から聞いたものですから、これはもうちゃんと確定させるために裏取りは必要だけでも、それなりに事実なのではないかというような認識でございました。

○当山勝利委員 複数の方っていうのはどのような方々だったんでしょう。

○玉元宏一郎証人 当時の、まず最初に一報をくれたその当時の駐在職員。また初代の副所長、これも聞き取りした結果として。そして2代目の所長、それぞれ聞き取りしたときに同じようなことがありました。かつワシントンコア社にもその後確認したら同じような話だったというふうに認識しております。

○当山勝利委員 そうですか。そうだったんですね。

この判断っていうのは、その上の課長まで資料を提出されているわけですから、課長も同じ判断をされたというふうにして理解していいですか。

○玉元宏一朗証人 それはそうではないと認識していきまして、私が当時の課長に報告をしたのは、まだ途中経過というような意味づけで報告をしたという認識です。その後、聞き取りをして、また改めて報告をしようと言ったかもしれませんがちょっとはつきりそこは覚えていないですけれども、引き続き事実確認をしていきますという趣旨でお伝えしておりますので、当時の課長が——何というんでしょうか、そういう結論的なことまで、結論に近いような認識であったかどうかというのは不明確だと思います。

○当山勝利委員 先ほど株式発行の件でないというような判断をされたときに、一つワシントンコア社のお名前が出てきたと思うんですけれども、コア社のどの方がそういう話をされたんでしょう。

○玉元宏一朗証人 中阪社長と認識しております。

○当山勝利委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 委員長。
玉元さんよろしくお願いします。

○玉元宏一朗証人 お願いします。

○仲里全孝委員 まず法人設立の件、いつ把握されたのか、どのように把握されたのか教えてください。

○玉元宏一朗証人 令和2年11月の中旬だと思いますが、当時の現地にいるワシントン駐在から、現地の書類の中に株式を発行したというような記載がある資料を見つけたんだけど経緯を教えてほしいということで連絡があって、そこで認識をいたしました。

○仲里全孝委員 沖縄県で申請した法人組織ですか。

○玉元宏一朗証人 当時はそこまでの認識はないといいますか、そこまでの情報がないという認識でありました。

○仲里全孝委員 法人番号の確認が取れていたら教えてください。

○玉元宏一郎証人 当時の認識としては、先ほど申し上げたような問合わせを受けたというところでしたので、法人番号とかというところの認識ありませんでした。

○仲里全孝委員 我々は疑義があったときに、法人番号公開されているから633っていうふうになってたんですよ。その中を確認すると、O k i n a w a P r e f e c t u r e D . C . O f f i c e I n c . っていうふうになって、沖縄県の関わりが一切見えないんですよ。そこからそういう確認取っているんですけども。その確認はされてなかったんですか。

○玉元宏一郎証人 はい、当時はですね、出資といいますか、株式が発行されたことが書かれている定款がなぜつくられたのか。誰がつくったのか、起案文書がないのかということをもまずは確認したいということで聞き取りをしましたので、それ以上のところまでは踏み込んで確認をしておりませんでした。

○仲里全孝委員 当時申請者、ダニエル・S・クラカワーさんが代表者になっているんですけども、違和感なかったですか。

○玉元宏一郎証人 当時その設立時の細かな資料を見ておりませんでしたので、発起人が誰かとかというところは当時は認識しておりませんでした。

○仲里全孝委員 平成27年に当時翁長知事が、県民に公開されているんですけど、それでも確認取れなかったんですか。

○玉元宏一郎証人 この令和2年の当時はですね、平成27年に知事がこういう、当時の翁長知事がこう見せていたとかというところについては、全く認識しておりませんでした。

○仲里全孝委員 それではほかの件確認させてください。

移民局への報告書について、当時の玉元さんの関わりを教えてください。

○玉元宏一郎証人 移民局との関係というとビザのことだと思いますけれど

も、ビザについては当時は個人で取得をするものだということで、全て駐在に行く予定の職員が個人でもう、ワシントンコア社なりと連絡を取って、必要書類を整えてということをしておりましたので、内容については、我々としては見るものではないというような認識でございました。

○仲里全孝委員 委員長、休憩をお願いします。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、F A R Aの報告書についての質問であることが確認された。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉元証人。

○玉元宏一郎証人 今回の御質問はF A R Aのことだと思いますけれども、F A R Aについては、おっしゃるとおり半年に1回、活動状況を報告をしているというふうに認識しております。

○仲里全孝委員 玉元さん、その報告書を確認したときありますか。

○玉元宏一郎証人 はい、事実関係としてはあります。F A R Aのそのホームページに公開されておりますので、そこで活動報告が具体的になされているかどうかというのを見た記憶があります。

○仲里全孝委員 その中でですね、初代所長からも正式な回答があったんですけれども。例えば、賃金だとか報酬だとかですね、15万ドルという明記されているんだけど、これは一切事実とは異なるというふうなことがあったんですけれども。その内容の確認を取っていますか。

○玉元宏一郎証人 F A R Aの報告の中で我々がちょっと見ていたのは、活動報告がしっかり出されているかっていうことを見てましたので、その中に、駐在の給与と見られるようなことが書かれているというのは確認しておりませんでした。

○仲里全孝委員 そうすればその当時から、令和2年からでもいいんですけども、このFARAの移民局への報告書は目を通されてないってことですか。

○玉元宏一郎証人 委員の御質問はもしかするとその報告をする原本を確認してないのかということなのかなと思いますけれども、それは、結論から言うと確認しておりません。現地のほうで駐在とワシントンコア社、また、そのFARAとの登録、FARAの手続を担当している弁護士との関係の中で調整をして、整えて報告されているというふうな認識です。

○仲里全孝委員 そうすればですね、一切このFARA報告書に関して沖縄県は関わっていないってことですか。

○玉元宏一郎証人 一切ということではないかと思いますが、各個別の活動の内容は、随時報告なり週報告という形で、誰と誰と会ったかということはもちろん報告を受けておりますので、その内容については、確認をしているつもりですけども。FARA、これは移民局というか、司法局、司法省だと思いますが、そこに報告をしている原本を確認しているという手続はなかったと認識しています。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から原本か否かにかかわらず、その中身に目を通していいのかを答えてほしいとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

○玉元宏一郎証人 原本ではないかもしれませんが、少なくとも例えばメールとか、そういう意味であったとしても、その報告した内容そのものを確認はしていなかったと思います。

○仲里全孝委員 確認しないってことは、これ、移民局にFARAの申請報告をしているってことは、沖縄県からの報告ではないですね。

○玉元宏一郎証人 FARAは外国代理人登録法っていう、日本語で言うところのいう形になって、簡単に言いますと代理人側として、現地に登録をして、代

理人が報告をするというものですので、沖縄県はクライアント側っていうんでしょうか、になりますので、沖縄県からの報告ではないという考えです。

○仲里全孝委員 どこからの報告なんですか。

○玉元宏一郎証人 ワシントンDCオフィス社から司法省に報告がされているというふうな認識です。

○仲里全孝委員 玉元さん、当初の、この今2年前の、そもそものこのワシントンの疑義が出たのはそこなんですよ。そこで、報告書そのものっていうのは、疑義があって、虚偽じゃないかと。職員が明記されているのにかかわらず、沖縄県の職員じゃないですよって明記されているんですよ。玉元さん、当時ですね、班長として、そういった中身は——私が確認したいのは、一切県は関わってないってことなんですかっていうことなんですよ。

○玉元宏一郎証人 先ほど当時の事実とか認識について申し上げてましたけれども、これが正しいかどうかっていうのは正直申し上げて、言い切れないところはあるかもしれないかなと思います。少なくとも駐在の活動について、もっとなんか全確認できるように努めるべきだったのではないかというふうに思いますが、当時の状況としては把握をしていなかったということでございます。

○仲里全孝委員 結果的に沖縄県、関わってないってことなんですよ。外国の移民局にですね、どこから報告されているのか分からないですよ。この報告書。そういったことで疑義が出たんですけどね。

そこで確認したいんですけども。当時の初代所長は、県の本庁側に、少なくとも2週間に1回は報告書を提出しておりますと、そういう答弁がありました。その内容を教えてください。

○玉元宏一郎証人 率直に申し上げて、その内容については把握しておりません。

○仲里全孝委員 してない。

○玉元宏一郎証人 私としては。

○仲里全孝委員 そうすれば提出されていないという認識でよろしいですか。

○玉元宏一郎証人 提出されているかいはいかは、はっきり言えないですけども、記録として残っているのは、今業務の中では、目にしたことはないです。

○仲里全孝委員 それでは再度確認させてください。ビザとF A R Aの申請なんですけども、玉元さんが当時班長時代はどのようにこれ把握されてましたか。

○玉元宏一郎証人 まず、ビザのところについては先ほども少し申し上げましたけれども、当時の前任なり駐在からのお話では、ビザは個人で取得するものなので、個人として手続を進めるということでしたので、県からの関わりは、ないものというふうな認識で、ほとんどタッチしておりませんでした。

○仲里全孝委員 当時から、我々会派は、これ2年前からですね、個人個人っていうんですけども、このビザの申請、公な資金から出ているんですよ。申請手数料も出ております。個人って言っているんですけどね。これ私、こちらに2年前から話をしているんですけども。絶対条件の株式会社を明記しないとビザっていうのは、申請できないんですよ。それも公金から出ている。それ本当に、把握されてなかったんですか。

○玉元宏一郎証人 まずビザの申請にかかる経費を委託料に含めているんだと思いますけれども。これについては駐在員が現地で活動するために、また現地に赴任するために必要な経費として委託料に含めているという認識でございます。あともう1つその、県として何も関わらなくてよかったのか、いいのかっていうような趣旨の御質問だと思いますが、これについては、当時の認識は先ほど申し上げたとおりなんですけれども、その後、いろんな様々な御指摘を受け、県の中で調べたこととしては——これは私の見解としてですが、L 1 ビザを申請するに当たっては、沖縄県との関わりをしっかりと説明をしなければならぬ。沖縄県としてもある程度、この内容について説明できるような状況にしておかなければならなかったなっていうふうな認識でございます。

○仲里全孝委員 以前から確認しているんですけども。このL 1 ビザの話が出ましたけども、公務員が直接L 1 ビザって取得できません。できますか。

○玉元宏一朗証人 これも、当時の認識はほとんどそもそもビザについての認識ありませんでしたけれども、今現在の認識で申し上げますと、公務員がL1ビザを取得できないという規定はないというふうな、我々が調べた結果としてはそういう認識ですので、公務員でもできるというふうな認識です。

○仲里全孝委員 追認する前、皆さんは取得しているじゃないですか。どのように取得したんですか、L1ビザっていうのは。いまだにそういう答弁するんですけども。一昨年12月に追認するまで、どのように取得したんですか、L1ビザ。

○玉元宏一朗証人 L1ビザは、ビザ自体やはり個人に与えられるもので、沖縄県から何かこう申請して沖縄県が取得したっていうものではないという認識です。

○仲里全孝委員 皆さん、沖縄県は一切関わりはなく、個人で勝手に申請して取得された。その認識でいいですか。

○玉元宏一朗証人 基本的には個人で取得するものであるんですが、私の当時班長だったときの記憶の中では、数回その申請する、駐在に行く予定の職員が、公室長のサインが欲しい、必要だということで現地から依頼を受けているので、公室長に説明をしてサインをしてもらったっていうようなことがあったというふうには記憶しております。

○仲里全孝委員 公室長のサインがあったということはこれ、県からの申請じゃないですか。公費も出てますよね。県からの申請ではなかったですか。

○玉元宏一朗証人 申請するのはあくまでも個人ですので、申請者は個人だと思いますけども、それに申請する際に必要な書類として、沖縄県の上司のサインが必要だっていう認識で当時は受け止めておりました。

○仲里全孝委員 それ上司が決裁を受けて初めて、L1ビザが取得されるわけですね。そうじゃないですか。

○玉元宏一朗証人 私の認識としてはですね、上司の決裁のためのサインというよりは、申請した本人が行いますので、それに必要な沖縄県との関わりを証

明するための書類が1つ必要なものがあって、そこにサインをしたっていう認識です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から決裁はしたのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉元宏一郎証人。

○玉元宏一郎証人 当時の記憶からして申し上げますけれども、そのサインをしてもらった方法は、申請する駐在として予定されている職員が直接公室長に説明して、直接サインしてもらっておりましたので、決裁という手続は取られていなかったと思います。

○仲里全孝委員 その件に関してもう今思えば疑義がありますね。そうじゃないですか。決裁もしてないから、どうですか。

○玉元宏一郎証人 当時としてはそれが普通だという認識でありましたけれども、この後調べてやはり沖縄県との関わりっていうところを正確に、県の執行部としても把握すべき面があったらというふうに思いますので、もう少し公室長個人にサインだけをしてもらうのではなくて、県の担当課としても、その内容を分かった上で、手続をしっかりと進めたほうがよかったのではないかとこのように思います。

○仲里全孝委員 公務員がアメリカ合衆国でFARAを取得して、ロビー活動するのは公務員法に抵触しないですか。

○玉元宏一郎証人 今の御質問は恐らく、例えば日本の国家公務員法なりの政治的活動ですかね、そういうことに抵触するかどうかだと思いますけれども、これはアメリカと日本の同じような政治的という言葉を使っている中でも、意味合いは全く違うという認識しております、日本の国内法ではですね、その政治的な活動というのは、政党をつくったりとか、政党の役員になったりとか、直接この選挙に関わるような活動を指しているという認識しておりますけれども、アメリカの中ではですね、もっと幅広い活動を指しているという認識して

おります。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から沖縄県がF A R Aを取得した経緯を聞いているとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉元宏一郎証人。

○玉元宏一郎証人 沖縄県の職員がF A R Aを取得したのはですね、米国内では、特にF A R Aの規定でいいますと、そこでいう政治的活動っていうのは、選挙に関わるとかそういうことだけではなくて、もっと一般、日本で言うところでは例えば要請ですとか、政府に説明をしに行くとか、そういうことも含まれておりますので、ワシントン駐在が現地で沖縄の米軍基地問題を中心とした情報発信を米国政府とか連邦議会にするに当たっては、F A R Aの登録が必要だっている形で登録、手続をしたと思っております。

○仲里全孝委員 誰が決裁したんですか。

○玉元宏一郎証人 これはF A R Aの登録のことだと思いますけれども、これは、米国内の現地で担当する弁護士とも相談しながら、駐在とワシントンコア社で書類を作って、申請をしていると思います。

○仲里全孝委員 誰が決裁をしたんですか。当時の班長ですか、課長ですか誰が決裁したんですか。

○玉元宏一郎証人 決裁の手続を取ったかっていうところについては、少なくとも今の私の記憶では、3年間班長としていたときには、そういう決裁を取っておりませんでしたので、本庁内での決裁手続はなかったというふうに考えております。

○仲里全孝委員 勝手に本人がF A R Aを申請して、取得をしたという認識でいいですか。

○玉元宏一朗証人 現地で、そのなんていうんでしょうか、本庁側と全く意思疎通なく、勝手に行ったというわけではなくて、決裁手続は取られていなかったんですけども、F A R Aの登録が必要だということは、本庁側も当然認識をして、それに必要な弁護士への経費についても、また、それに必要な作業に関する委託料の積算についてもされておりましたので、そこは現地で勝手にやったということではないと思います。

○仲里全孝委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 大田守委員。

○大田守委員 よろしくをお願いします。

先ほどのお話聞いてますとですね、まず、この現地法人をつくったこと自体からこの問題が生じていると私は思っております。

この現地法人をつくったときの瑕疵が複数あるということで、今、分かってきておるんですけども、証人のほうでは、何と何が重要な間違いだったのか、瑕疵があったのか。

これもし答えることができるのであればお願いします。

○玉元宏一朗証人 一番やはり重要だったと思いますのは、現地で法人をつくるという際にはですね、しっかり本庁側で検討する時間が必要だったと思います。といいますのは、知事公室の一担当課だけで判断するものではなくて、県として設置をするってことでしたら、総務部ですとか、関連する部署としっかり調整をして県としてこの法人を設立すべきなのかということを、まずは判断するための時間と検討の作業が必要だったと思います。そこが一番大きなことだったかなと思います。

○大田守委員 これ、全てですね、当時の基地担当の副知事はですね、前の知事しか分からないということしか答弁していないんですよ。

その時点からこの法人をつくる、この摩訶不思議な行為が行われていると。

すでにそういった仲里委員がおっしゃったように、このビザを、これ本来的には個人が支出してやらんといけませんよね。ここに、県の税金が投入されている。それは当時班長として、御存じでしたでしょうか。

○玉元宏一朗証人 少なくとも、委託料で払うのか、また別の費目、旅費とし

て払うのか。

幾つか方法はあると思いますけれども。少なくとも駐在が現地で活動するに当たっての必要な経費は、自己負担させるのではなく、県として支払うべきだという認識ではございました。

○大田守委員 これをですね、沖縄県の法人が払えば私は今の答弁でもよろしいと思うんですがね、これコア社が払っていますよね。これコア社が。中坂社長の会社のほうで払っていたんじゃないですか。

○玉元宏一郎証人 直接の支払いは、中阪社長、コア社が支払いの手続をしたと思いますけれども。

その原資は委託料の中に含まれておりますので、県が払ったという認識です。

○大田守委員 でも本来であれば、アメリカに行く前に、本人たちがちゃんとビザを申請して、本人たちが支払っていくべきだと思うんですよね。

それがなぜそうなっているのか。委託料等の中に入れるのであれば、私は県と委託料の中で、そういった契約結ばれていたのかどうか。

これはどうでしょうか。

○玉元宏一郎証人 ビザに関してちょっと特別な取決めというか、委託契約以外の取決めがされてはいなかったと思いますけれども。

そうですね。委託料っていうのは、私どもの認識はですね、委託料というのはある支出項目が何か限定されているものじゃなくて、たくさんいろんな支払いが生じる際に、それぞれ一つ一つ手続を取っては非常に非効率ですので、そういうことをまとめて処理をしてもらえることも1つの委託のメリットだというふうに考えてますので、そういう中の一環だという認識でございます。

○大田守委員 はい、分かりました。

その法人を設立しました。ただそこで、この定期総会なり、その総会資料なり、これは県のほうでは、ちゃんと確認されました。

○玉元宏一郎証人 今の定期総会ってのはそのワシントンDCオフィス社の……。私が班長としていた時期の認識で申し上げますと、そのDCオフィス社というものの認識自体もすごく薄かったですので、そういう株主総会のようなことを行っているということも、あの当時は認識しておりませんでした。

○大田守委員 現、今担当課長ですよ。
現としては、今、確認はされております。

○玉元宏一郎証人 一昨年この問題が、議会から厳しく御指摘を受けて、様々、監査も受け、そして検証委員会も、この百条委員会も、開催されている中で、沖縄県の執行部としても非常にそれにこの問題については、設立当初から、もう可能な限り調べて確認をしてきている中で、株主総会なりが行われているってことは把握ができていう状況でございます。

○大田守委員 そうであればですね、沖縄県職員として、この公社とか、法人のほうに、その職員の身分のまま就職できないと思うんですよ。
その点に関しては、班長のときにはどこまで、それを調査なさいました。

○玉元宏一郎証人 当時班長だったときにはですね、先ほど申し上げたような聞き取りをした段階でとどまってしまったというのは、私個人としての反省点がすごくございますけれども。

当時の印象としては、定款があって、そこに株式が発行されたというような形のことが記載されていますけれども、実際には株券がないとかということも複数から聞いておりましたので、非常に、受皿としての法人を現地の法令には適用させつつも、すごく簡易な形でつくったんだなっていうような印象でございましたので、そういう法人だっていう認識でしたので、株主総会とかも行っていないような印象を持っておりましたが、特段その時には確認をしておりませんでした。

○大田守委員 本来であれば、そのときもう少しですね、聞き取り調査、これをしておれば、今回の事態にならなかった、もう少し早めに是正できたと思うんですよ。

そういった中では、私はね、今課長となって、追認のあれもしました、株式のね、追認しました。

この追認に関して、これはこれまで確認していなかったのは、追認していれば、その前に追認していれば、議会に対して報告しなければならないというのが働いたのかどうか。

○玉元宏一郎証人 今の御質問は議会の報告をしなければならないっていうこ

とを、当時認識したのかどうかっていうことでしょうか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大田委員から株式の存在等を薄々分かりながら追認するまで話をしなかったのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉元証人。

○玉元宏一郎証人 当時のことで申し上げますと、例えば県が法人をつくった場合には、経営状況の報告とかということを議会にしなければならないっていうのは、私は当然、過去の業務でも担当したことがありますので、知っておりますし、班長クラスの職員だったら大抵の人は知っていると思います。

また、株券があるなら公有財産に登録をする必要があるとか、そういうことは通常の同じクラスの職員であればみんな知っている。大抵の人は知っているという認識でありますけれども。

当時の認識としては、少なくとも当時聞き取った範囲の中では、私の当時の認識ですね、それは上司に報告したわけじゃないんですが、どうも株式発行したように形になっているけれども、日本国内でいうところのいわゆる株式会社に相当するような法人とは、ちょっとみなせない存在なのではないかっていう認識でございました。

○大田守委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 ワシントン事務所の出納管理がずさんで、帳簿等の入出金の突合が不十分だという指摘を受けているのは、理解していますよね。この状況で、今のに関連しますけれど、DC社は決算しているんですよ。これはね、形式の決算ができるとしてもね、監査や議会に対応するかどうかっていうのをちょっと確認したいんですけど。監査委員から今月3月までにね、しっかりとした入出金の問題を明確にしろと言われていんですけど、今の対応状況をちょっとお聞かせください。

○玉元宏一朗証人 監査委員から指摘を受けた入出金の状況を明らかにすることということについては、期限が3月までというふうにされておりましたけれども、私たちとしては、できるだけ早くこれについては回答しようということ、もうすでに内容は監査委員に提出したという認識でございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大浜委員から監査委員に提出したかを明確に答えるよう確認があり、玉元証人から提出したとの回答があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 分かりました。

じゃですね、県が計上した当該支出についてね、例えば領収書、請求書、契約書、銀行明細のこれ4点セットでね、今決算やったって言うんだけど、これね突合できた割合、何%ぐらいって突合できたものでこれ決算として提出したのか。これ数字で答えられますか。

○玉元宏一朗証人 金額とか細かい数字は……。

○大浜一郎委員 だから4点、4点あるでしょう？

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大浜委員から質問事項の補足があり、4点セットとの突合割合が何パーセントになるかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉元宏一朗証人。

○玉元宏一朗証人 委員おっしゃられるとおり、今回の問題が指摘されてから状況が分かって、遑って決算書類を作った形になっておりますので、今、委員がおっしゃったような形で100%できているかということ、必ずしもそうではないかもしれませんが、申し上げられるとしたら、全体の金額、ワシントンDCオフィス社の入出金の記録と委託事業としてワシントンコア社に支払っ

た金額と、最後の最後出ていった委託事業に要する経費との突合は、全てされた上で、使途が不明であるとか、足りない経費があるとか、そういうことはないというふうな確認をして提出していると思っております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大浜委員から突合割合を数字で説明できないのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉元宏一朗証人。

○玉元宏一朗証人 数字で説明する、ちょっと委員のおっしゃっている数字のイメージがちょっと合っていないかもしれませんが、少なくとも委託事業としては、我々は県としては経費を支出しておりますので、その委託事業として出した経費が、出口の部分というんでしょうか、必要な経費として支払われているっていうふうな確認は100%取れているという認識です。

○大浜一郎委員 分かりました。

じゃですね、今までのこの決算書を作るまでにおいて、これ現場でね、月次の残高照合なんていうのやっていたんですか。それともやっていない。後で拾い出したんですか。どっち。

○玉元宏一朗証人 ちょっとはつきり確認したわけじゃないですけども、やられていないと思います。

○大浜一郎委員 やれていない。

○玉元宏一朗証人 月次の残高確認ですよね。通常の企業で行われているようなことは、されていないのではないかと認識しております。

○大浜一郎委員 出納員をずっと置かなかった理由は何ですか。

○玉元宏一朗証人 出納員というのは、県の規則で言うところの出納員だと思いますけれども。駐在という存在は出先機関とはちょっと違って、現地にその

個人として駐在をして、そこで活動するっていうことにとどまっている存在です。それに対する経費というのは本庁側でコントロールする、指揮命令系統もコントロールするっていう存在です。出納員を置くっていう形になると、その前にですね、かい指定とか、出先機関として設置をしなければいけません。駐在についてはそういう存在ではありませんので、出納員を設けていない、置いていないということになります。

○大浜一郎委員　ちょっと休憩。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

（休憩中に、大浜委員から今の答弁はD Cオフィス社がないという前提に聞こえるがそういうことなのかとの確認があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

玉元宏一朗証人。

○玉元宏一朗証人　今D Cオフィス社に出納員をなぜ置いていないかということだと認識しましたけれども。

県の今、県の内部のですね、駐在の位置づけというのは、出先機関でもありませんし、かい指定がされている存在でもありませんので、そういう意味では、県としての出納員というのは置かれない形になるんですけども、D Cオフィス社はですね、一昨年10月に指摘をされて、我々も調べてきた内容で把握できる場所と整理できる場所を御説明しているわけですけども、そもそも現地での受皿として設立されたものとして存在しておりましたので、我々としてはその出先としての認識自体が、出先というかその法人自体の認識があまりなかったということだと思います。

○大浜一郎委員　どういう認識だったのかが分からなくなってきた、どんどん。なんでそこに人がいるのかも分からない。ちょっとごめん、もう一回、これ説明して。

○玉元宏一朗証人　例えばビザとかF A R Aの登録をする際に、法人の登録が必要だということで現地で法人をつくって、その法人の職員として駐在が登録もされているという認識でございまして。ただ、駐在の活動に必要な経費は委

託料としてワシントンコア社、現状況としてはワシントンコア社に資金を供給をして、そこからワシントン駐在の活動に必要な経費は支払われているという認識ですので、まあそのような存在だっていうふうに認識していたということです。

○大浜一郎委員 これ県職員っていう認識で給料払われているわけだから、この会社、じゃ、もうダミーだと。これダミーだなという認識が少しあったんじゃない、今の説明だと。ちょっと変だよなという認識がありましたでしょう。

○玉元宏一郎証人 ダミーだっていう言葉を使うような存在だとは思っておりませんでしたけれども、少なくとも法人としてF A R A登録ですとか、ビザの手続に関しては機能していたような存在だと思います。実際には駐在の活動はほとんど県職員の立場で行われていたと思いますが、法人自体は現地で適正に設置をされて、我々として必要な機能を発揮していたんだというふうに思っております。

○大浜一郎委員 次に移りますけどね。

これ、例えば決算書を作った中でね、突合できない支出があったとしたら、予算上どう扱ったのか。この適正な判断をした根拠は何かと。ちょっと教えてください。

○玉元宏一郎証人 まず、委託料の精算の仕方というんでしょうか、執行の仕方なんですけれども、まずは委託契約で全体の金額をある程度固めて契約をして、その後に精算という処理があって、それは必要な経費を全て領収書なりも含めてチェックをした上で、その積み上げた結果として契約金額よりも少なければ、その精算した金額に確定をさせて支払いますし、契約金額より多かった場合はですね、契約金額を上限として支払います。そういう確認をしておりますので、委託契約としての金額は少なくとも全て突合されているという認識でございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大浜委員からD C オフィス社の決算書の適合性について聞いているとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉元宏一朗証人。

○玉元宏一朗証人 DCオフィス社の決算については、残っている記録としては口座の入出金記録ですけれども、その後支払ったが経費については、現地の駐在の職員の給与ですとか、マーキュリー社に支払った金額ですとか、非常に限られておりますので、その支払いを確認して突合したということでございます。

○大浜一郎委員 これは誰が適正と判断しましたか。

○玉元宏一朗証人 これについては、これはあれですね、議会に報告したときの。

○大浜一郎委員 正式じゃないですよ、あくまでも。形式上の決算書ですから。

○玉元宏一朗証人 通常でいうと現地の法人ですので、現地の取締役なりで確認をしたということになると思いますが。また現地の会計士もおりますので、そことの調整をして整理したと思いますけれども。それはそういうことになります。

○大浜一郎委員 誰が適正と最終判断をしたということが分かりませんか。

○玉元宏一朗証人 現地の通常の業務ですと、現地の会計士をお願いをして、当局に報告をしてもらったと思いますので、その指示に従って整理をされていると思います。

○大浜一郎委員 これで決算書、これは適正だと判断できるんですか。知事はなんて言っていました。報告していませんか。

○玉元宏一朗証人 今委員おっしゃったのは議会に報告した決算ということかなと思いますが……。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大浜委員から決算書に対して適正と判断したのは誰かとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉元宏一朗証人。

○玉元宏一朗証人 ちょっとその当時、私が直接、その場の職におりませんでしたので、ちょっと今すぐに言いづらいんですが、知事に対して、細かな数字の一つ一つを説明して承認を得たっていうことは、通常あまりないかなと思いますが、こういう考え方で決算書類を作って、議会に提出しますっていうことは公室長なりには少なくとも説明をして、それから上にどういう形に説明したかっていうのは、ちょっと今正直、記憶の中にありませんので、そのぐらいの回答になります。

○大浜一郎委員 知事はですね、見てはいないと。報告で確認したと言っていたんですね。知事ね、見てないと。報告で確認した。だから知事も内容は分かっているんですよ。ということでですね、質問しますよ。

決算が作られたのではなくて、これ説明できる決算でも何でもありませんよ。清算終了も含めてね。この説明不能が残るんだったらね、これも申し上げますよ。県民に対して、これ不確かな決算、お金の流れをしか今示せていないっていうことになるんですよ。そういう認識でいいですか。

○玉元宏一朗証人 今、清算終了の話がいただきましたけれども、以前にも委員からそういう御指摘受けて、我々も調べたんですけれども。

日本の会社法では、会社を清算するときには、そういう清算終了というものも当局にも登録をしなければいけないし、株主総会ですとか監査も受けなければいけないっていうことだということももちろん理解したんですが、アメリカのコロンビア特別区の法律に基づいての取り決めだとですね、必ずしもそれを求められていないということでしたので、少なくともその清算終了の登録とか、そういうことを行う必要はありませんでしたし、株主総会等も必要ないんですが、とはいえ、一応今回のDCオフィス社については、しっかりと判断の結果を残そうということで、株主総会で承認したという手続は、最後のほうで取ってはおります。

○西銘啓史郎委員長 上原快佐委員。

○上原快佐委員 玉元さん、よろしくお願いいたします。

まず確認なんですけれども、令和2年から令和4年まで、所管課の班長として活動——活動というか職務に当たっていたと思うんですが、その間のですね主な職務内容というのを教えていただけますか。

○玉元宏一朗証人 私は基地対策課の調査班という班の班長で3年間務めたわけなんですけれども、その業務はですね、1つはこの今日話題になっているワシントン駐在のことなんですけれども、そのほか班の業務の一番地道なところで言うと、課の総括的な業務、庶務とかそういう経理とかというところもその業務には入ってきて、そのほかもう少し本業に近いところでいうと、基地に関連する調査業務ですね。分かりやすいところでいうと、他国の地位協定を調査したりとかっていうところはこの班で担当しておりましたし、あとは情報発信ということでQ&Aの冊子を作って発信をしたりとか、あとは沖縄コレクションというワシントンDCのジョージワシントン大学に置いている沖縄県の情報発信をするコーナーの手続をするものですか、あとは——当時はですね、尖閣に関する対応業務というのもございました。大体主なところではこんな形だと思います。

○上原快佐委員 ワシントン事務所以外にも多岐にわたる職務内容があったと思うんですが、当時のですね——先ほど多くの委員からも質疑がありましたけれども、当時ちょっと多忙を極めていたという話もありましたけれども、当時のこの班の体制っていうのは何人ぐらいで、誰が主にどのような、このワシントンに関わるような職務を行っていたのかというのは覚えていますか。

○玉元宏一朗証人 班の人数はたしか6人だったと思いますが、そのうちの1人がワシントン駐在の担当、そして沖縄コレクションも併せて担当ということだったと思います。業務が多忙だったっていうところについては、少し先ほどの説明に補足をしたいんですけれども、先ほど申し上げたのはどちらかというと3年間共通して行われていたような業務だったんですけれども、そのほかですね、当時は令和2年でいうと、ちょうどトランプ政権からバイデン政権に変わった年で、ワシントン駐在の関連でいうと、その新しい政権に対してどうアプローチをしようかっていうところの業務として、いろいろレターを出すとか、そういうところを内部の調整を進めていたりとか、ちょうど新しいビジョン計画、新ビジョン計画をつくる前の年でしたので、それに関する庁内の調整業務に対する対応ですとか、それは課の総括業務なので基地問題全般につい

てどういうふうにこれを位置づけていくかとか、どう変えていくかっていうことがありました。もう一つは、復帰50周年に向けた要請っていうものを当時行うための準備をしておりましたのでそれについても対応するとか、あと復帰50周年記念事業を新しく2つ立ち上げて実施したりとか、そういう通常ルーティンでこれまで行われてきたような業務に付加して様々な業務が入ってきていたっていう状況でございました。

○上原快佐委員 ちなみに、今おっしゃっていただいたような業務のほかにも様々な業務をされていたと思うんですが、その中でこのワシントン駐在に関するその聞き取りも同時並行で行っていたという認識でよろしいですか。

○玉元宏一郎証人 おっしゃるとおりでございます。

○上原快佐委員 その当時ですね、その聞き取りを行う上でですね、誰に対して聞き取りを行うべきなのかっていうのは、どなたが判断をされたんですか。

○玉元宏一郎証人 まず最初に現地の駐在から話を受けたときに、これは設立当初のことを聞かなければいけないと思いましたので、まず現地、当時の中心だったと考えていた初代の副所長にまず話を聞いたほうがいいだろうというふうに思いましたし、当時の本庁側の班長と考えていた職員に対して聞くのをまず最初に行いました。その後、そこであまり詳しく分からない部分があったので、委託事業者を確認をしたりとか、本庁側で事情を知っているのではないかと考えていた2代目の所長ですとか、あと当時の担当課で副参事かな、をされていて、その当時統括監としておられた職員の方にも聞き取りをしたと。そういう形で——その誰を選んだかの判断については私のほうで、まずは当面、聞けそうな人に聞いてみるっていうところで、担当者と一緒になって聞き取りを行いました。

○上原快佐委員 その誰に聞き取りをするのかという判断は当時の玉元班長がやられたということですがけれども、誰に聞き取りしますよっていうこととか、誰々にしたほうがいいですかっていう相談とかっていうのはされてなくて、独断で——独断というか主体的に御自分で判断されて、誰に聞いたほうがいいっていうのを判断したということではよろしいんですか。

○玉元宏一郎証人 このことについてはですね、私としては何というんでしょう

うか、段取りを決めて調査をするっていうような趣旨のものではなくて、もっと基本動作の観点で取り組んだと思っておりまして、通常何か過去のことで分からないことがあったら当時の担当に聞くっていうのは基本動作ですので、そういう意味でこれを上司に諮るっていうような性質のものより、もっと前の段階だっていう認識でした。

○上原快佐委員 その基本動作の中で様々な方にですね幅広く聞いていくっていうのはすごく理解できるんですけども、ただ基本動作をするに当たってですね、やはり問題意識であったり課題というものがないとその基本動作に移れないと思うんですけども、その当時の問題意識っていうのはどういったところであったんでしょうか。

○玉元宏一朗証人 まず最初に分からなかったことはですね——分からなかったことがあるので聞き取りをしようということになったわけですけども、当時の担当の引継資料の中に定款とか合意書があるというのは分かったわけですけども、それだけなんですよね。通常我々側の業務では、その設立時から引き継いでいるものであればそれに関する起案ですとか調整してこういう意思決定をしたんだっていうような資料がセットであるはずなんですけれども、そういうのが全くなく現地からもらった資料というような形で定款とかっていう資料だけが単独で残されていたので、これをどう位置づけたらいいのかっていうことが分からなかったわけです。それをまずは確認しようということで当時の担当者に聞き取りをしたということでございます。

○上原快佐委員 ということは、その明確な課題であったり、明確な問題点というのがあった上で、この人にターゲットを決めて聞き取りをしようという形ではなくて、どちらかというところちょっと暗中模索の中で、幅広く聞いていく中で問題点を浮かび上がらせていこうというふうな形での聞き取りであったというふうに理解してよろしいですか。

○玉元宏一朗証人 おっしゃるとおりでございます。

○上原快佐委員 分かりました。
以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 よろしくお願ひいたします。

まず最初にですね、設立当初ですね、この公募のスキーム、枠組みですね、仕組みをつくったのは誰かも分からないということですね。それで駐在に関してのスキームだと思います。そして最小限の費用でですね、効果を出そうと、できるだけ予算を使わないでですね、それで駐在になったと思っているんですけども、それで大丈夫でしょうか。理解としてですね。

○玉元宏一郎証人 設立当初の担当ではございませんでしたので、私の体験としての発言はちょっと難しいんですけども、委員がおっしゃられるように最小限の経費で最大の効果を出すといいますか、費用対効果の面も含めて、また想像できるのは、アジアの駐在も同じような形で駐在として赴任しておりますので、それを参考にしたのではないかというふうに思います。

○新垣光栄委員 そのときの出納の部分ですね、一番気になるのが、そこに委託料に含めるというのは分かりはします。なぜかという駐在ですので、出納員を置けない、沖縄県の規定になっていきますので、それは分かるんですけども。その中でですね、この活動支援と運営支援に分けて効果的にやっていこうというときに、この玉元証人が、そうであれば事務所にしないと株式も発行しているわけですから、株式を発行する会社として設立している中でですね、やはり出納の部分を入れないとおかしいという規定の中でですね、そういう認識はなかったのかですね。

○玉元宏一郎証人 これは令和2年に状況が分かってからのことだと思いますけれども、当時はまだ事実確認ができていないということで、そこはもっと確認をしなければならないという立場だったんですけども、その出納員の関係でいうとですね、これは私が令和2年4月に来たころから、当時の駐在から、駐在職員として自分で執行できる資金があったほうがいいという話は聞いておりまして、それで私のほうでも当時調べた記憶があります。そのためには、その出先機関として組織上設置をしなければいけないとか、かい指定をしなければいけないとか、そのほうがより、その効果というかその出先としてのあったほうが組織としては、すごく充実していいと思うんですけども。そこで私個人の認識として課題だと思ったのは、それを置いて出納事務をさせるとですね。これに対する説明責任とか監査を受けなければいけないとか、そういう監査に提出するための書類を作らなければいけないその場で、その事務所はつくらな

ければいけないというふうなことを聞きましたので、それは我々としては現地の駐在の2人は、もっと対外的な業務で活躍してもらいたいのので、彼らにこの内部業務もさせるというのは非常にもったいない。そのために1人増やすかというところは、なかなか総務部との調整が難航するだろうというような印象がございました。

○新垣光栄委員 そこが問題だったと思うんですよ。やはり2人で、この出納員ですね、予算をどう計上するかの部分で、この費用が増すわけですから、3000万円以上ですね、その部分の認識が甘かったのかなと。それプラス株式会社という意味ではですね、やはり出納員を置かないと事務所としても駐在ではなくて、事務所になっていたのではないかなという認識はなかったんでしょうか。

○玉元宏一郎証人 先ほど申し上げたような出納員を置いて、かい指定をしてとかということについては、課題があるという認識だったんですけども、それと比べて当時のその委託でやる方式は、少なくとも当時の認識としてはですね、あまり問題はないというふうな認識でございましたので、人を増やして、さらに経費を増やすよりは今の方式でコストを下げて、費用対効果を上げるという方法を模索するほうがいいのではないかとというふうに考えておりました。

○新垣光栄委員 もし今後、直せるのであればですね、株式会社じゃないと向こうで活動できない、そして駐在員であれば出納を置けないという認識の下ですね、今後、そういった事務所を行うのであればですね、私は事務所じゃないといけないと思っているんですけども、そういう認識はどうでしょうか最後に。

○玉元宏一郎証人 今後、新たな体制については、今県庁内部で慎重に検討しております。

議会の皆様にもしっかりと納得していただけるような体制を整えて、体制の考えをまとめてですね、御説明をしながらうまく状況が整えば御説明できるような形で進めたいと思っております。

○新垣光栄委員 新たな体制じゃなくて、そういう今、事務所をスムーズに運営していくためにはそういうものが必要でないんですかって聞いているんですけど、認識として……。

○玉元宏一朗証人　そうですね、認識としては理想を言えばそうなのかなというふうに思いますけれども。そうだと思いますが、現地の当時の設立時の状況としては、そこまでコストと人手をかけることなくできるのではないかということで、スタートしたんだと思います。

○新垣光栄委員　以上です。

○西銘啓史郎委員長　以上で、玉元証人に対する尋問を終了いたしました。
この際、玉元証人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。
本日お忙しい中、御出席いただき心から感謝いたします。
玉元証人、ありがとうございました。
休憩いたします。

（休憩中に、証人退席）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。
引き続き、この後事務局から今後の日程等について御説明があります。
休憩いたします。

（休憩中に、今後の日程について協議を行った。）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。
今後の日程等については、休憩中に御協議いただきましたとおり進めることとし、詳細については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
以上で、予定の議題は終了いたしました。
委員の皆さん、大変お疲れさまでした。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 西 銘 啓史郎